

前契第17号  
令和8年3月16日

工事等契約受注者 様

前橋市長 小 川 晶  
(公印省略)

**令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び  
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について**

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務のうち、2月28日以前の労務単価及び技術者単価（以下「旧労務単価」、「旧技術者単価」という。）を適用している工事及び業務については、3月1日適用の「令和8年3月公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づいた請負代金額（又は委託金額）に変更できる特例措置の適用、また、2月28日以前に契約を締結した工事については、インフレスライド条項（建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第26条第6項）を下記のとおり適用しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（又は委託金額）が変更された場合は、受注者が下請企業との間で締結している請負契約（又は委託契約）の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額を適切に含んだ額での下請契約となるよう留意してください。

(総務部契約監理課審査契約室)

記

1 特例措置について

(1) 対象となる工事及び業務

令和8年3月1日以降に契約した工事及び業務のうち、旧労務単価、旧技術者単価又は旧資材単価等を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) 契約金額の変更

次の方式により変更後の契約金額を算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次を表すものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格  
k：当初契約の落札率

(3) 変更協議の期限

契約締結後 1 か月程度

2 インフレスライド条項について

(1) 対象となる工事

残工期が受発注者協議により定めた基準日から 2 ヶ月以上あるもの。

なお、変更額は、基準日における残工事に相応する請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 事務手続について

受注者にインフレスライド条項適用の意向がある場合は、工事担当課と金額の変更協議を行ってください。

(3) その他

全体スライド（第 26 条第 1 項～第 4 項）及び単品スライド（第 26 条第 5 項）は併用することができる。